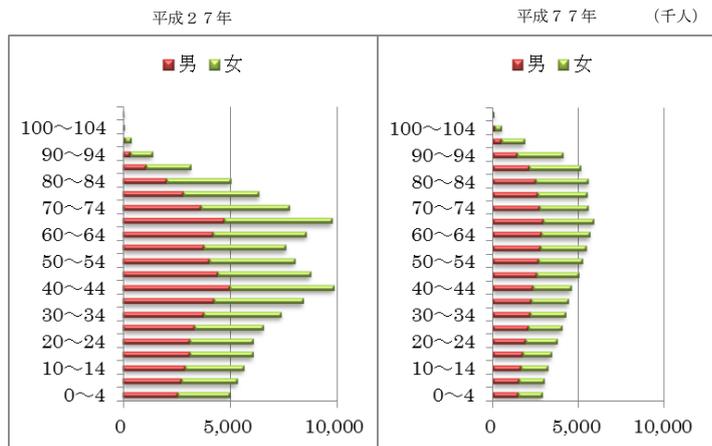


# 男女共同参画 VOL.2

## ■女性の活躍で社会を変えよう

日本では人口減少と少子高齢化が同時に進行し、高齢者人口（65歳以上の人口）が増加する一方で、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少することが見込まれています。平成27年から平成77年の間に生産年齢人口はおよそ3,200万人減少しますが、高齢者人口はほぼ横ばいとなっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より

そこで国は、25歳から44歳の女性の就業率を高めることを目標とし、平成24年67.8%から平成28年72.7%と着実に取組を進めています。

次の取組として男性の暮らし方や意識改革、女性活躍情報の見える化や活用の促進により、各界各層の自発的な取組につなげ、女性活躍の好循環を生み出していくことを目標としています。

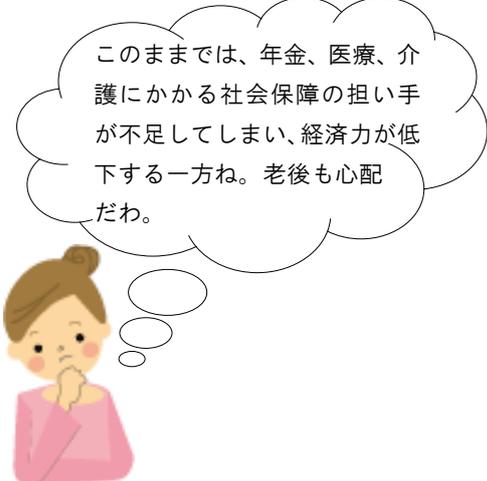
しかし、30歳代の女性の就業希望者は、多いにもかかわらず就業率が落ち込むいわゆる「M字カーブ」がみられます。以前と比べると最近では、M字カーブは浅くなっていますが、非労働力人口のうち262万人が就業を希望しており、女性の育児期の就業継続は依然として困難な状態がみられます。



【備考】  
1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成29年)より作成。  
2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、「(労働力人口+就業希望者) / (15歳以上人口) × 100」。

## ■女性が働き続けられる社会へ

女性が働きながら安心して子どもを産み育てられるためには、男女ともが仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランスを自分の事として捉え、企業、労働者はじめ社会全体で働き方を見直していくことが必要です。また育児休業制度をはじめとした仕事と家庭の両立支援制度を活用しやすくするために、社内の規定整備、制度内容の周知や、制度を利用しやすい雰囲気づくりが必要です。



### 豆知識

#### ～育児・介護休業法の改正～

男女ともに子育て等しながら働き続けることができる雇用環境を整備するため平成29年10月に一部改正されました。

- ①育児休業の延長
- ②事業主が育児休業等の制度などを対象者に周知
- ③育児目的休暇の導入促進